



著作権侵害等と事業者の対応

染井・前田・中川法律事務所
弁護士 中川達也



事業者の活動と著作権

- 事業者と著作権侵害の関係
 - ユーザーが著作権侵害をしている場合
 - 事業者の行為が著作権侵害である場合
- の場合は、通常は、プロバイダ責任制限法に従って対応すればよい
- の場合は、事業者の行為が著作権侵害なら直ちに違法



プロバイダ責任制限法

- 内容
 - プロバイダの損害賠償責任の制限
 - 発信者情報の開示請求
- 対象 = 「特定電気通信役務提供者」
 - ウェブホスティング
 - 電子掲示板の管理者
 - 経由プロバイダ



損害賠償責任の制限 (対被害者)

- 以下のいずれかに該当しない限り、プロバイダは、被害者に責任を負わない
 - 権利が侵害されていることを知っていたとき
 - 情報の存在を知っており
かつ
それにより権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき
- 削除要請により、通常、プロバイダは権利侵害を知るので対応が必要となる



損害賠償責任の制限(対発信者)

- 以下のいずれかに該当する場合は、情報を削除しても発信者に責任を負わない
 - 他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由がある
 - 被害者から情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、7日以内に、反対する旨の連絡がない
- 反対する旨の連絡があった場合は難しい判断を迫られることも



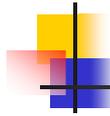
発信者情報の開示請求

- 以下のいずれにも該当する場合は、プロバイダに発信者情報の開示を請求できる
 - 権利を侵害されたことが明らか
 - 損害賠償請求権の行使のために必要である場合、その他開示を受けるべき正当な理由がある
- 請求を受けたプロバイダは、開示するかどうかについて発信者の意見を聞かなければならない
- 開示に応じないことによる損害は、プロバイダに故意または重過失がない限り免責



侵害かどうかの判断

- 名誉毀損の場合、違法か否かの判断は難しい
 - 事実の公共性
 - 目的の公益性
 - 真実性
- 著作権侵害の場合は比較的容易



開示請求の流れ

- 開示される情報
 - 氏名又は名称
 - 住所
 - 電子メールアドレス
 - IPアドレス
 - タイムスタンプ
- ホスティング事業者 経由プロバイダと
2段階の開示請求



テレサ協のガイドライン

- プロバイダ責任制限法を踏まえて、プロバイダが取るべき具体的な対応を規定
- ただし、書式、必要書類等は絶対的なものではない
 - 固執しすぎると危険
- 発信者情報開示関係ガイドラインのうち、「IPアドレス等の特定の信頼性に関する資料」の記述は疑問



事業者の行為が著作権侵害となる場合

- 他人の著作物の利用を必然的に伴うサービスを行う場合は要注意
 - ファイルログ事件
 - MYUTA事件
 - 録画ネット事件
- プロバイダ責任制限法は、ユーザーによる違法行為が例外的に生じる場合を想定